

平成 29 年 10 月 21 日から同月 23 日までの間の
暴風雨による災害にかかる取扱いについて

(任意継続加入者用)

●保健関係〔問い合わせ先：福祉部保健課〕

災害見舞品

短期給付の災害見舞金付加金の支給を受ける任意継続加入者には、災害見舞品（セレクションギフト）に代えて現金 3 万円を送金します。（請求手続きは不要です。）

【問い合わせ先】

共済事業本部及び各ガーデンパレス共済業務課

| | |
|------------|---------------------|
| 共済事業本部 | 03 (3813) 5321 (代表) |
| 札幌ガーデンパレス | 011 (222) 6234 (直通) |
| 仙台ガーデンパレス | 022 (299) 6231 (直通) |
| 名古屋ガーデンパレス | 052 (957) 1388 (直通) |
| 大阪ガーデンパレス | 06 (6393) 9701 (直通) |
| 広島ガーデンパレス | 082 (262) 1134 (直通) |
| 福岡ガーデンパレス | 092 (752) 0651 (直通) |